

自動車公取協の組織概要と主な活動について



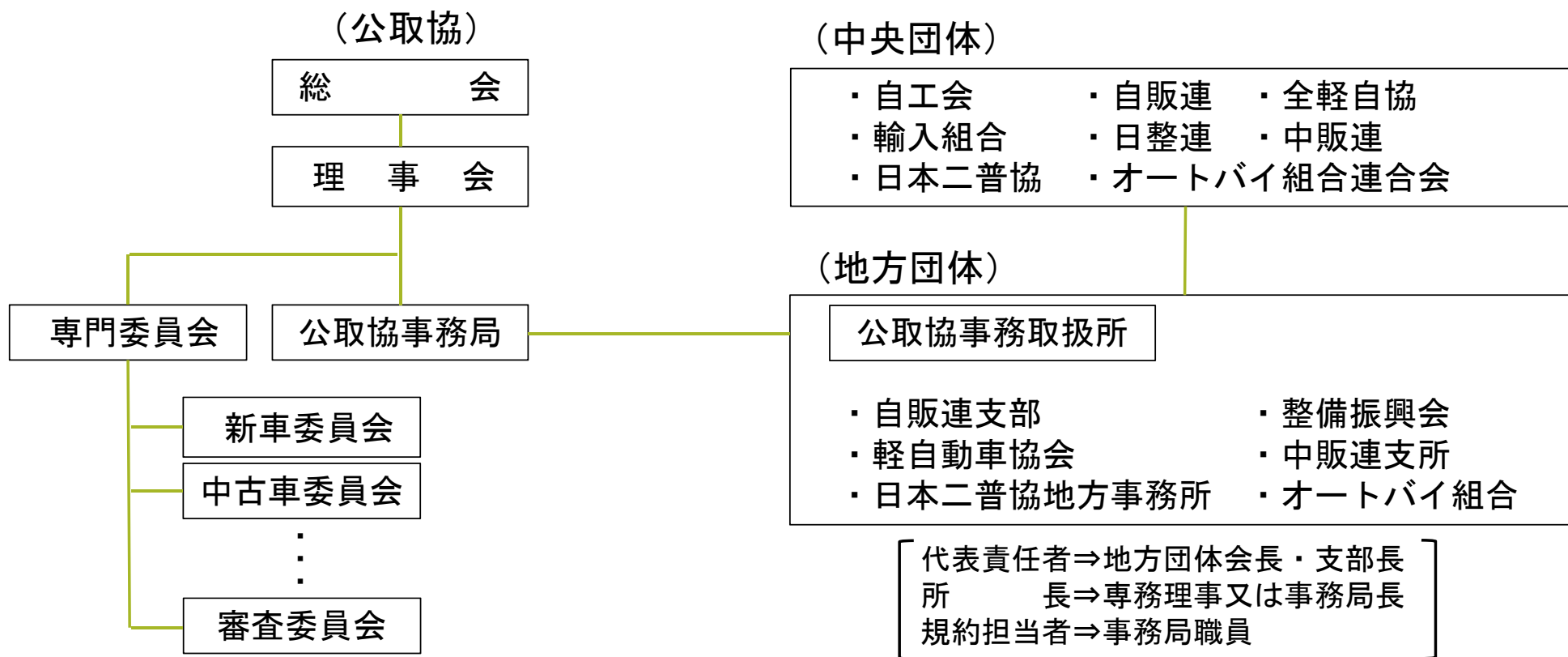
一般社団法人 自動車公正取引協議会
AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL

1. 組織概要 (昭和46年設立)



■現在の会員数約18,400社

⇒ メーカー、ディーラー、整備業者、中古車専門家、二輪車販売業者等
関係団体6団体、中古車情報媒体事業者7社などが賛助会員



2. 主な活動

1) 規約の普及活動

①規約遵守状況調査の実施

- 店頭表示（店頭展示車、注文書、価格表（新車）、特定の車両状態（中古車）等）
- 新聞、チラシ広告表示

○調査の結果、問題が見られた場合は、公取協事務取扱所と連携して改善指導を実施
○不当な価格表示に該当する違反に対しては厳正に対処

②規約マニュアル等に基づく説明会の開催等、規約普及活動の実施

【平成29年度】

- 11ブロックで開催、約1,270名が出席
- 地区主催で自販連関係22地区、中販連関係18地区、振興会関係5地区で開催



2. 主な活動

2) 不当表示への厳正な対処・未然防止活動

- ①オートオークションで落札された「メーター改ざん歴車」及び「修復歴車」の販売時の表示実態調査を実施
- ②会員向けの研修会等を通じて、問題事例等に関する周知活動を実施

会員



■規約違反措置基準に基づき、厳正に対処
⇒平成29年度1社、平成30年度はこれまでに2社
に対し、厳重警告及び違約金100万円の措置

非会員



■消費者庁や都道府県に措置を要請
(参考)平成29年度は長野県、栃木県が非会員に
措置命令

2. 主な活動

3) 運転支援・自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方の見直し

- ①「自動ブレーキ」及び「自動運転（技術）」の用語の使用を制限
 - ⇒ 「自動ブレーキ」の用語はテレビ・ラジオCMでは使用を禁止
 - ⇒ レベル2の技術に対する「自動運転（技術）」の用語使用を禁止
- ②「止まる」、「停止」、「ぶつからない」等の断定的用語の使用を禁止
- ③テレビCMにおける「機能には限界がある」旨の注意喚起の表示について、文言、表示箇所等を統一して表示を明瞭化
- ④新聞等の活字媒体における表示事項を簡潔化

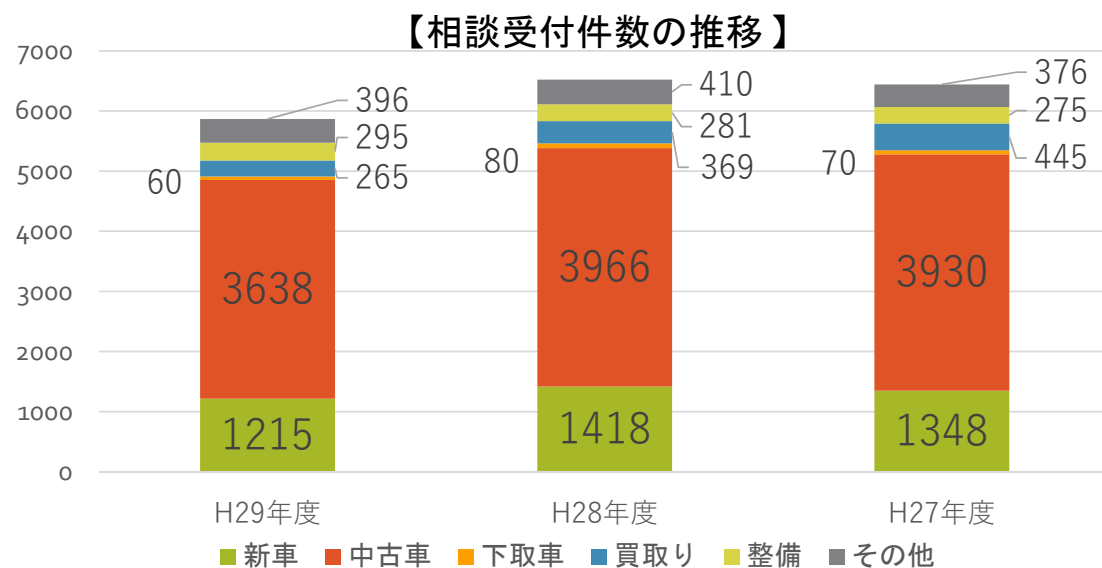
【サポカーマーク】



2. 主な活動

4) 消費者相談への適切な対応及び未然防止のための取組みの実施

- ①例年約6,000件の相談を受付、解決へのアドバイスを実施
- ②相談内容を分析し、未然防止のための情報提供を実施
- ③適切な消費者相談対応を行うためのマニュアルの作成と研修会の開催
- ④苦情相談件数の多い事業者等には、法律に基づくトラブル解決を要請



【消費者相談対応マニュアル】



3. 規約違反に対する措置

■規約に違反した場合、規約違反措置基準に基づき措置を行う

■中古車の走行距離数及び修復歴の不当表示については、嚴重警告と同時に初回より違約金を課すことがある

【違反に対する措置の公表】

次の措置をとった場合は、会報誌の他、必要に応じてホームページ、プレスリリース等により、実名を公表

①違約金又は除名処分

②走行距離数及び修復歴の不当表示並びにおとり広告の嚴重警告のうち、行為が特に悪質なもの

